

## 公共工事の入札契約のより一層の適正化に向けて

### － 公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会報告 －

公共工事は、その多くが、国民からの税収を原資とするものであり、発注者は、国民に対して、適正な価格でより品質の高い社会資本を提供する責務を負っているとともに、その入札契約に当たって不正行為が行われ、国民の疑惑を招くようなことは決してあってはならないことである。

このため、これまでも一般競争入札の導入や公募型指名競争入札の導入（平成6年度）、VE方式や総合評価落札方式等技術力を重視した多様な入札・契約方式の導入（平成9年度）などの入札・契約制度の改革、談合情報対応マニュアルの策定やペナルティの強化、入札契約情報の公表の推進を行ってきたところである。

特に、平成12年11月には、国、地方公共団体、特殊法人等を通じて、入札契約の適正化に取り組むため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法）」を制定し、平成13年4月より施行し、さらに、平成13年10月からは、電子入札を国土交通省発注工事において導入するなど、あらゆる機会を通じて不正行為の防止、入札契約の適正化に努めてきたところである。

しかしながら、こうした取り組みにも関わらず、昨今、公共工事入札契約適正化法の施行前の事案とはいえ、地方公共団体等において公共工事の入札契約に係る不正行為が明らかになり、公共工事に対する国民の信頼を失墜させかねない事態となっていることは、誠に遺憾である。

こうした状況に鑑み、公共工事の入札契約の適正化の徹底を図り、不正行為の防止を進めるとともに、公共工事の適正な品質を確保するため、以下の方策を早急に実施するものである。

## I 公共工事入札契約適正化法の徹底及びそのフォローアップ

「公共工事入札契約適正化法」は、国、地方公共団体、特殊法人等全ての公共工事の発注者に対し、透明性の確保、不正行為の排除の徹底等の入札・契約の適正化を義務付けるものであるが、一部の地方公共団体等においては対応が遅れているとの指摘もあり、その徹底を図るため、次の措置を講ずるものとする。

### (1) 地方自治体等に対する徹底

総務省とも連携し、地方公共団体に対し文書を早期(4月中)に発出して法の徹底を図る。この場合において、市町村においては事務執行負担が大きいことから弾力的な対応方法も例示する等により、同法令・指針に基づく入札契約の適正化が推進されるように努めるものとする。

### (2) 公契連会議等の活用による同法の徹底

「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」、「地方公共工事契約業務連絡協議会」等の場を活用し法の徹底を図るとともに、総務省とも連携し各種会議の場を通じて法の徹底に努めるものとする。

### (3) 公共工事入札契約適正化法のフォローアップと指導の強化

公共工事入札契約適正化法第17条に基づく、国、地方公共団体、特殊法人等による入札契約の適正化の取り組み状況に関する調査を平成13年度末時点で実施し、調査結果の概要をできる限り早期に(本年7月頃を目途)公表するものとする。

また、調査の結果に基づき、取り組みが不十分な発注者に対しては必要な措置を講ずるよう要請することとする。

## Ⅱ 入札契約制度に係る運用改革

### 1. 入札契約に係る透明性の一層の向上

#### (1) 予定価格の事前公表の試行

予定価格を事前に公表することは、予定価格の漏洩等の不正行為を防止できる一方、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の問題点が指摘されている。

他方、公共工事に対する国民の不信感を払拭する観点からは、不正行為を防止するため、どのような措置が取りうるか、どのような措置が適切かについて検討が求められているところである。

このため、公共性の高い建設工事を行っている特殊法人等であって、入札の透明性を確保することや事業の特性に応じて弾力的な業務運営を行うこと等の観点から、必要と認められるものにおいて、予定価格の事前公表を試行し、その結果を検証するものとする。

具体的には、国土交通省所管の特殊法人等のうち、建設工事を主要な業務の一つとして行っている11の特殊法人等において、平成14年度に契約が予定されている工事全体の合計数(小規模工事を除く)の約1割を目標に、予定価格の事前公表を試行することとする。なお、予定価格の事前公表に際しては、特に入札辞退の自由を確保することに留意すべきである。

#### (2) 現場説明会の廃止・指名業者名の公表の取り扱い

入札以前に指名業者等が一堂に会して、工事の仕様等に関して契約書類、図面に記されている内容を発注者が具体的に説明する現場説明会の開催については、入札参加業者同士における談合を助長するおそれがあるとの指摘もあり、真に実施することが必要な場合を除き、原則として廃止することとする。

指名業者名の公表時期については、事前に指名業者名が明らかになると入札参加業者間での談合を助長しやすいとの指摘が一部にある一方で、入札契約に関する情

報の透明性の確保による恣意的な指名排除や、指名業者を探るための不正行為の排除、指名されなかった業者の不服申し立て機会の確保等の効果があるため、国土交通省発注工事では全て事前に公表を行っている。ただし、国土交通省においても事後公表した場合の効果と課題を検証するため、直轄工事の一部において事後公表を試行するものとする。なお、これまで入札後に公表していた指名理由等については、透明性確保の観点から指名業者名の事前公表と併せて公表することを検討する。

## 2. 入札契約に係る競争性の一層の向上

### (1) 一般競争入札等の試行拡大

競争入札において、入札に参加する者の数をより増すことにより、談合等の不正行為の発生を防止することとする。ただし、施工能力等についての確認が不十分なまま、参加者を増やすことは、不良・不適格業者の排除を困難にし、適切な施工の確保が図られない可能性が高まるため、これらの点にも配慮しつつ競争性の向上に努める必要がある。

このような観点から、平成13年11月より、国土交通省発注工事において試行している、①詳細条件審査型一般競争入札の導入、②公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札の対象範囲の拡大、③指名業者数の多様化について、既試行工事の評価を踏まえつつ、平成14年度においても試行を継続するとともに、その試行件数の大幅な拡大を図る。特に詳細条件審査型一般競争入札については、発注者責任を果たす上から、工事の内容や難易度に応じた適正な条件付け方策の一層の検討とあわせ、工事の品質への影響等の検証を行いつつ、平成13年度の試行件数34件に対し、平成14年度はこれを150件程度（公募型指名競争入札件数の概ね1割）に拡大する。

### (2) 技術力による競争の促進

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみによらず総合的な価値による競争を促進することは、公共工事の品質確保を図る上で有効であるとともに、談合等の不正防止も期待される。

このため、落札者の決定にあたっては価格とともに性能等をあわせて評価する総合評価落札方式を拡大することとし、平成14年度は国土交通省発注工事において、その発注予定金額の概ね2割を目標に取り組むこととする。これと併せ、工事の内容や難易度に対応して入札時に企業側からの技術提案を受ける入札時VE方式や設計・施工一括発注方式等を積極的に活用するものとする。

なお、技術力による競争を促進するため、各発注者は、企業から技術提案の内容を的確に審査・評価するものとする。

また、国のみならず、地方公共団体を通じた総合評価落札方式の一層の活用の拡大に向けて、これまでの実施例等をもとに、多様な入札方式の評価手法の開発と普及に努めるものとする。

### (3) 工事費内訳書の提出の推進

入札時に、入札金額と併せてその内訳の提出を求めることは、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適切な施工が見込まれないような著しく低価格な受注の防止を図り、公正な競争の促進に資するものである。

このため、国土交通省発注工事において、これまでの一般競争入札に加え、平成14年1月より試行している工事費内訳書の提出の義務付けについて、これまでの試行工事の評価を踏まえ、公募型指名競争入札対象工事については約5割を目標に試行を拡大するものとする。

### (4) 地方公共団体における電子入札導入支援の促進

入札手続にインターネットを活用する電子入札システムの導入は、事務の簡素化や入札に係る費用の低減が図れるほか、発注の見通しに係る情報、入札公告等の情報をインターネット上で取得できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が一層高まることが期待される。また、電子入札を導入することで、入札参加者が一堂に会する機会が減少することから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待できる。

各発注機関が連携して整合性のとれた手法で実施することにより、公共工事全体のコスト縮減等の効果が一層期待されることから、国土交通省が平成15年度より直轄事業において電子入札の全面的な導入を図るとともに、地方公共団体に対して電子入札の導入の前倒しを要請することとする。

また、国土交通省の開発した電子入札のソフトウェアの無償提供とあわせ共通システムの開発を促進するとともに、システムの共同利用や所管事業の補助金を活用した導入及び運用に係る費用の一部充当措置を拡充するなど支援策の充実を図るものとする。

### 3. 発注者の品質確保能力の充実・強化

#### (1) 発注者業務執行体制の充実

公共工事の品質を確保し、発注者としての責任を果たすためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要である。発注者は、国民のニーズに基づき工事の最適な仕様等を決定し、工事の内容や難易度に応じて適切な施工能力を有する企業を選定するとともに、施工段階においては、的確な監督・検査を実施する必要がある。

また、各発注者は、公共工事の施工状況を工事成績として評価し、これらの評価結果等の情報を一層積極的に活用して、以後の的確な企業選定を実施するものとする。さらに、総合評価落札方式等の企業からの技術提案に基づく競争方式を活用する場合等は、発注者にも一段と高い審査能力が要求されることとなる。

このため、各発注者においては、公共工事の品質を確保する観点から、業務執行体制の見直し、充実等を行うとともに、発注者間の連携による企業評価情報の共有化や技術審査能力の向上等を図るものとする。

#### (2) 地方公共団体に対する技術支援の促進

十分な技術力を有しない地方公共団体等に対しては、監督・検査の外部委託に加え、技術審査等についても公正さを保ちつつ適切な技術力を有する外部機関を活用した技術支援を促進することとし、このため所管事業の補助金の一層の活用について検討を行う。

#### 4. 地方公共団体等における入札監視委員会等第三者機関の活用を通じた監視機能の強化

公共工事の入札契約の透明性を確保するためには、競争参加資格の設定・確認、指名の経緯等について定期的に報告し、その内容の審査、意見具申等を受けるなど第三者の監視を受けることが有効である。

しかしながら、規模の小さい市町村等においては、発注機関毎に第三者機関を設けることは必ずしも効率的ではなく、設置が進んでいないため、適正化指針に従い発注機関が共同で設置・運営することや、監査委員等既存の組織を活用すること等を通じた第三者機関の活用を市町村に対し強く求めていくこととする。

#### 5. 随意契約方式等の適正な運用による不正行為の防止

公共工事の調達は、原則として競争入札方式によることとされているが、金額が少額のもの等を除き、会計法令により、①契約の性質又は目的が競争を許さない場合、②緊急の必要により競争に付することが出来ない場合、③競争に付することが不利と認められる場合は、随意契約方式によることができるとされ、その対象となる可能性のある主な工事の態様については、「随意契約ガイドライン」で参考的に例示されている。

しかし、本来競争に付すべき工事が随意契約により不適切に行われている例や、本来、工事の内容からみて随意契約で調達することが合理的と判断されるにもかかわらず、形式的な競争入札を採用することにより、非効率的な調達となったり、結果的に企業間の談合を助長しているとの指摘もある。

このため、随意契約の適正な運用についての周知徹底を図るとともに、必要に応じて、随意契約ガイドラインに具体事例の追加を行うなどガイドラインの一層の充実を図るものとする。

## 6. ペナルティによる不正行為の再発防止

公共工事の入札契約に係る不正行為の再発防止については、刑法や独占禁止法、建設業法などの法令に基づく処分や発注者による指名停止等のペナルティが全体として機能することが必要である。このため、当面、以下より、ペナルティの適切な運用により不正行為の防止等を図ることとする。

### (1) ペナルティの厳正化

#### ① 建設業法に基づく監督処分基準の適切な運用

建設業法に基づく監督処分について、不正行為に対する処分基準をできる限り明確化・公表することにより、処分の一層の透明性の向上を図り、不正行為の抑止を図ることとする。また、同一の不正行為を繰り返した場合等の処分を加重すること等により、悪質な不正行為の排除を徹底する。

#### ② 不正行為による監督処分実績の公表

不正行為の再発防止や不正行為を繰り返す悪質な不良・不適格業者の排除の徹底、発注者保護の観点から、平成14年度の早期より、営業停止、許可取り消しの処分実績を一定期間インターネットで公表し、情報提供を行う。

#### ③ 指名停止措置の運用強化

指名停止については、平成5年12月の中建審建議を踏まえ、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領のうち贈賄、独占禁止法違反及び刑法談合について、指名停止期間のうち最低期間を原則として1ヶ月上げたところであるが、入札契約適正化法及び同法に対する付帯決議の趣旨を踏まえ、談合等の不正行為の再発を防止する観点から、具体の事案に応じて現行の指名停止措置の運用を一層厳正に行うこととする。

## (2) 関係省庁との連携強化

公共工事の入札契約に係る様々な不正行為の中には、刑法、独占禁止法等建設業法以外の法令違反も多いことから、不正行為を防止し、特に不正行為を繰り返す悪質な不良・不適格業者の排除を徹底するためには、関係省庁、地方公共団体等が密接な情報交換を行うとともに、整合性のとれた適時適切な対応をとることが必要である。

このため、14年度中の早期に関係省庁等との間の不良・不適格業者の情報交換のための専用システムを構築し、関係省庁等による一致協力した厳正な処分、不正行為の未然防止又は再発防止を図ることとする。

## Ⅲ 不良・不適格業者の排除

公共工事入札契約適正化法に基づく適正化指針に定められているように、いわゆるダンピング受注の横行が、公共工事の質の低下、建設産業の健全な発達の阻害等の弊害を招くこととなる。

このため、低入札価格調査の厳正な運用等ダンピング受注の排除の徹底等により、不良・不適格業者排除に努めることとする。

### 1. ダンピング受注等の排除

競争性の向上等による不正行為の防止を図る一方で、公共工事の品質確保とコスト縮減を図る上では、適正な施工が見込まれないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る必要がある。

このため、国土交通省においては、工事費内訳書の提出の推進を図るとともに、低入札価格調査制度の厳格な運用、重点監督の実施を引き続き行う。

また、国土交通省の発注工事における低入札価格調査対象工事全てに対して、工事終了後に元請企業及び下請企業毎に、実際の工事費の支出状況を詳細に調査し、この結果と入札時の見積もりとの差異を確認することにより、低入札価格調査の改善など今後のいわゆるダンピング受注防止対策の立案に役立てることとする。

一方、地方公共団体が低入札価格調査を実施する上で十分な審査体制が確保できない場合は、適切な技術力を有する外部機関を活用した技術支援を促進することとし、このため所管事業の補助金の一層の活用について検討を行う。

さらに、下請代金支払状況調査の積極的な活用を図り、下請業者に対する下請代金の支払いが契約書に記載されたとおりの金額で、法定期間内に、元請業者に不当に搾取されることなく支払われ、適切な施工がなされるよう努めることとする。

## **2. 企業の施工能力評価の徹底**

工事実績情報(CORINS)は、発注にあたり、企業のもつ施工能力・経験を評価するためのデータとして活用されている。

現在、CORINS登録の公共工事は2,500万円以上の工事が対象であるが、主として少額工事の発注が多い地方公共団体において、的確な企業選定と不良・不適格業者の排除に資するため、これの対象金額を引き下げ、少額工事においても適切な施工を確保する手段を平成14年度中に整備する。